

消費者問題の最前線

第3回 製品事故におけるデジタルプラットフォーム提供者の法的責任

消費者問題特別委員会委員 林慶太郎 (69期)

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症を予防する「新しい生活様式」の定着により、インターネットを通じた取引が活発化している。このような取引の場合は、デジタルプラットフォーム（以下「DPF」という）と呼ばれ、オンラインショッピングモールからフリマアプリまで、多様なサービスが展開されている。その一方、インターネット通販で購入された製品による重大事故も増加しており*1、近年の社会問題となっている。

この点、アメリカでは、DPF提供者に販売業者としての製造物責任を認める判例が相次いでいる*2。しかし、我が国の製造物責任法は、アメリカと異なり販売業者を責任主体としていないため、同様の解釈をとることはできない。そこで、本稿では、東京地判令和4年4月15日裁判所ウェブサイト参照（令和2年（ワ）第27469号）を題材に、製造物責任法によらないDPF提供者の法的責任について検討する。

2 事案の概要

本件は、訴外出品者から購入した中国製モバイルバッテリーによって自宅が火事になった原告が、オンラインショッピングモールを運営する被告に対して慰謝料等を請求した事案である。原告は、被告に対し、①出店・出品審査義務及び保険・補償制度構築義務に反した債務不履行責任、②特商法表示に関し、消費者が問合せ可能な適切な表示を維持・把握する体制を構築する義務に反した不法行為責任、③商法14条

又は会社法9条の類推適用による名板貸責任を主張したが、いずれも認められなかった。

3 債務不履行責任

判旨は、原告が出店・出品審査義務及び保険・補償制度構築義務の根拠として挙げた消費者委員会の専門調査会報告書について、本件売買契約の締結後に作成されたものであり、その内容もあくまで提言にすぎないとして被告の義務を否定した。

DPF提供者と利用者の法律関係は、原則として当該DPFの利用規約によって規定される。ただし、利用規約に明文がある場合でも、それが不当条項であれば、消費者契約法によって無効となる。また、利用規約に明文がない場合でも、信義則によって何らかの付随義務が認められる可能性もある*3。本件でも、利用契約に基づく信義則上の義務として、消費者が安心、安全に取引できる欠陥のないシステムを構築、提供する義務が主張されていた。しかし、こうした抽象論を超えてDPF提供者の責任を追及するには、その具体的内容を利用者が立証しなければならない。本件では、消費者が安心、安全に取引できる欠陥のないシステムを構築、提供する義務の具体的内容として、出店・出品審査義務及び保険・補償制度構築義務が主張されたが、先述のとおり立証には至らなかった。

4 不法行為責任

判旨は、本件ウェブサイトに表示された訴外出品者

*1：経済産業省「製品安全行政を巡る動向」（令和4年3月25日）32頁

*2：第三者が販売し、DPF提供者が出荷するFBAにつきBolger v. Amazon.com,LLC, 53 Cal.App.5th 431, 267 Cal.Rptr.3d 601 (2020)、第三者自身が販売、出荷するFBMにつきLoomis v. Amazon.com,LLC, 63 Cal.App.5th 466, 277 Cal.Rptr.3d 769 (2021)

*3：名古屋地判平成20年3月28日判タ1293号172頁は、利用契約における信義則上、インターネットオークションの運営者は利用者に対して欠陥のないシステムを構築、提供する義務を負っているとした。

の連絡先に電話が繋がらないことがあったとしても、それだけで特商法違反があるとはいえず、訴外出品者による対応の遅れについて被告に責任を負わせる根拠は認められないとした。

DPF提供者が、単に個人間の売買仲介システムを提供するだけであり、個々の取引に実質的に関与しない場合、利用者間の取引によって生じた損害について、DPF提供者は何らの責任も負わないのが原則である*4。これに対し、DPF提供者が利用者の不法行為を知っていたにもかかわらず、合理的期間内にこれを是正しなかった場合、不法行為を行っていた利用者と同様の責任が認められる可能性がある*5。本件では、訴外出品者の特商法違反は認められなかったが、2021年に制定された取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律によってDPF提供者に一定の努力義務が課せられたこともあり、今後の影響が注目される。

5 名板貸責任

判旨は、原告が訴外出品者と直接交渉し、モバイルバッテリーを訴外出品者から購入したことを前提とする和解を成立させたなどの経緯を考えると、原告がモバイルバッテリーの販売者を被告と誤認していたとは認められないとした。

この点、スーパーマーケットのテナントが販売したインコが保有していた病原菌によって購入者の家族が死亡した事案において、旧商法23条の類推適用によりスーパーマーケットの名板貸責任を認めた判例が

ある*6。確かに、本件ウェブサイトでは、被告自身が販売する商品と第三者が販売する商品が同列に表示されており、消費者が誤認するのやむを得ないような外観が存在している。しかし、冒頭でも述べたとおり、DPFは多様なサービスが展開されており、そのデザインやシステムも千差万別である。このようなDPFの多様性を考えると、DPF提供者の責任を追及する手段として、当該判例を一般化することは難しい。

6 おわりに

アメリカの判例展開だけでなく、ヨーロッパや中国においてもDPF責任の立法化が進むなか*7、我が国のDPF法制はDPF提供者の自主規制を基本としている。しかし、自主規制が機能するには、外部からの履行圧力が必要不可欠である。DPF提供者は、GAFAsを筆頭に世界的大企業が名を連ねており、市場による淘汰を期待することはできない。また、我が国の現行法下において、DPF提供者の責任追及が容易ではないことも既に述べたとおりである。

製造業者を責任主体とする我が国の製造物責任法は、製品事故による損害を製造コストに転嫁することで、広く市場に分散させる機能を有している。しかし、DPFの普及によって製造業者の捕捉が困難となるに伴い、その機能も限界を迎えようとしている。DPF提供者が製品の流通に深く関与し、そこから莫大な利益を得ている以上、その無過失責任を規定する特別法が必要であると思われる。

*4：経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（令和4年4月）102頁

*5：知財高判平成24年2月14日判タ1404号217頁は、オンラインショッピングモールの運営者が出品者の商標権侵害を知ったときから合理的期間内に削除しなかった場合、商標権者はオンラインショッピングモールの運営者に対して差止めや損害賠償を請求することができるとした。

*6：最判平成7年11月30日民集49巻9号2972頁

*7：消費者委員会「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書」（平成31年4月）42頁